＊里親委託措置費・一時保護委託費単価表（令和5年度版）

令和5年4月1日改定

	番号	費用の名称	費用の内容	児童福祉法第27条第1項第3号による委託				一時保護委託	必要書類・備考
				国基準	単価（円）	市基準	単価（円）	単価（円）	
委託費	1	**里親手当** (1)養育里親	児童に関する委託手当	月額	90,000	月額	35,000	—	※２人目以降も同額です。 ※親族里親・養子縁組里親については非該当です。 ※月途中の委託でも月額分のお支払いになります。
		(2)専門里親		月額	141,000	月額	35,000	—	
	2	**里親受託支度費**	新規児童の委託にかかる経費	１人	実費 （上限44,630）	１人	12,000	—	・受託支度費請求書（別紙３２）
生活諸費	3	**一般生活費** (1)一般分	児童の衣食住に係る経常的諸経費 ※月途中の委託の場合、日割り計算を行います。	月額	52,620	月額	3,000	—	※乳児とは0歳児のことです。 年度途中に1歳になった場合でも、当該年度に限り（一時保護委託の場合は当該月に限り）0歳として扱い、支弁の対象となります。
		(2)一般分日割り		1日	1,730	1日	100	別紙１参照	
		(3)乳児分		月額	60,670	月額	3,000	—	
		(4)乳児分日割り		1日	1,730	1日	100	別紙１参照	
	4	**レスパイト・ケア**	里親の一時的な休息（レスパイト・ケア）の為の援助経費（児童の生活費）	1日	5,600	—	—	—	ご相談は児童相談所までお願いします。
	5	**新規委託児童学用品費**	通学用用品購入経費	—	—	1件	10,000	—	・在学証明書（別紙4） ※義務教育（小・中学校及び特別支援学校）通学児童に限ります。
	6	**冷暖房費**	児童の冷暖房費	月額	870	月額	200	870	※各月初日在籍が要件です。
	7	**期末一時扶助**	年末における被服等の購入費	1人	5,520	1人	250	5,520	※12月1日在籍が要件です。
医療費	8	**医療費**	医療に必要な経費 （眼鏡代、歯科矯正代、インフルエンザ等予防接種代）	健康保険の算定方法に準じる。		—	—		・医療費請求書（別紙１９） ・眼鏡内訳書（別紙２１）
	9	**保険外療養費**	児童福祉法による医療費として支弁されない入院時の付添い看護料、室料差額、初診料など （医師の指示によるもの）	—	—	1件	実費	—	・健康保険外病室（室料差額）意見書別紙（２２）、健康保険外病室（室料差額）内訳書別紙（２３）
	10	**里親診断書文書料**	医療機関で診断書を発行するための文書料	—	—	1件	実費	—	・診断書発行文書料請求書（別紙20）
0歳から	11	**３歳未満児加算**	処遇改善の経費	—	—	月額	5,000	—	※各月初日在籍が要件です。
	12	**学齢前教育費**	３歳以上から学齢前までの教育費（ただし幼稚園就園児は除きます）	—	—	月額	7,000	—	※各月初日在籍が要件です。 ※保育園在園の児童などが対象となります。

	番号	費用の名称	費用の内容	児童福祉法第27条第1項第3号による委託				一時保護委託	必要書類・備考
				国基準	単価（円）	市基準	単価（円）	単価（円）	
就学前	13	**幼稚園費**	幼稚園就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費	随時	実費	―	―	実費	・幼稚園在園証明書（別紙1） ・幼稚園就園経費証明書（別紙2） ・幼稚園費請求書（別紙3） ※幼児教育無償化による払い戻しがある場合は、それを控除した額となります。

	番号	費用の名称		費用の内容	児童福祉法第27条第1項第3号による委託				一時保護委託	必要書類・備考
					国基準	単価（円）	市基準	単価（円）	単価（円）	
小学生・中学生・特別支援学校高等部	14	**教育費**	(1)一般分 ①小学生	義務教育に必要な一般学用品費、PTA会費、生徒会費、部活動、教科外活動費	月額	2,210	月額	500	2,210	・在学証明書（別紙4） ※月途中での委託でも、月額分のお支払いになります。
			(1)一般分 ②中学生		月額	4,380	月額	833	4,380	
			(1)一般分 ③特別支援学校高等部		月額	4,380	月額	833	4,380	
			(2)教材代加算（実費）	義務教育で使用する教科書や、実験・社会見学等、教科に係る課外活動で使用する正規の教材として学校長が指定し、クラス全員が購入しなければならないもの	随時	実費	—	—	実費	・教科書及び教科書に準ずる正規の教材の購入費請求書（別紙5）
			(3)交通費加算（実費）	義務教育の通学のための定期代	随時	実費	—	—	実費	・通学費請求書（別紙6）
			(4)卒業記念アルバム代	卒業アルバム代	—	—	随時	実費	—	・卒業記念アルバム代請求書（別紙5）
			(5)クラブ活動奨励費	クラブ活動に要する交通費等の諸経費	—	—	月額	700	—	※対象は中学生のみです。 ※クラブ活動の参加の有無は問いません。
			(6)特別支援学校入学一時金	特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等（制服・カバン・靴など）	入学時	86,300	入学時	50,000	86,300	・在学証明書（別紙4）
			(7)部活動費	部活動に必要な道具代、遠征費等の実費（中学生のみ）	随時	実費	—	—	実費	・部活動費請求書（別紙7） ・部活動遠征費・学習塾交通費請求書（別紙9）
			(8)学習塾費 ①小学生	学習塾に必要な授業料（月謝）、講習会費等の実費（小・中学生）	—	—	随時	実費	実費	・学習塾費請求書（別紙8） ・部活動遠征費・学習塾交通費請求書（別紙9）
			(8)学習塾費 ②中学生		随時	実費	—	—	実費	
			(9)資格取得等特別加算費	特別支援学校高等部の児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	1件	57,620	—	—	57,620	・資格取得等特別加算費申請書（別紙13）
	15	**学校給食代（実費）**		学校給食法に基づく給食代	随時	実費	—	—	実費	・学校給食費請求書（別紙5）
	16	**見学旅行費（実費）**	(1)小学生	国：修学旅行に要する経費（定額） ⇒交通費・宿泊費など	1件	22,690	修学旅行の場合は国の単価を超えた分全額（実費） ・社会見学や遠足の実費 ・総合学習の交通費の実費		22,690	・見学旅行費請求書（別紙5） 【小学校修学旅行の支給例】 22,690円未満：22,690円支弁 22,690円超：差額を川崎市分で支払
			(2)中学生	川崎市：国の単価を超えた実費、社会見学･遠足の実費が対象	1件	60,910			60,910	
	17	**夏季等特別行事費**		学校で主催する当該学年の児童・生徒全員を参加させて行う行事 （例：夏季臨海・林間学校）	1件	3,150	国の基準を超えた分（差額実費）		3,150	※対象は小学校・中学校のみです。 ・夏季等特別行事費請求書（別紙5）

	番号	費用の名称		費用の内容	児童福祉法第27条第1項第3号による委託				一時保護委託	必要書類・備考
					国基準	単価（円）	市基準	単価（円）	単価（円）	
小学生～高校生	18	**入進学支度金**	(1)小学校１年生	入進学に必要な学用品等（転校の際に、制服等の指定のある場合は、対象になります。）	入学時	64,300	入学時	4,000	64,300	・在学証明書（別紙4）
			(2)中学校１年生		入学時	81,000	入学時	4,000	81,000	
	19	**学習指導費**	(1)小・中学生	学習習慣の定着や学力向上のために学習支援を行うための経費（14－（8）、20、23で支出するもの以外の経費 ）	月額	8,200	随時	国の基準を超えた分（差額実費）	実費	・学習指導費加算申請・請求書（別紙１０）
			(2)高校生		—	—	随時	実費	実費	
	20	**補習費特別保護単価**	(1)小学生	集団学習が困難で特別な配慮を必要とする児童が、個別支援を受けた場合の経費。	—	—	随時	実費	実費	・補習費特別加算申請書（別紙１２）
			(2)中・高校生		月額	実費（上限25,000円）	随時	国の基準を超えた分（差額実費）	実費	
	21	**高学年児特別夜食費**		中学生以上の夜間勉強用の夜食代	—	—	月額	1,500	—	※各月初日在籍が要件です。
高校生	22	**特別育成費**	(1)公立	高等学校在学中の教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費	月額	実費（上限23,330円）	月額	5,000	実費（上限23,330円）	・在学証明書（別紙4） ・特別育成費（一般分・入学一時金）請求書（別紙２９） ※市基準分は実費の金額に関わらず毎月お支払いします。
			(2)私立		月額	実費（上限34,540円）	月額	25,000	実費（上限34,540円）	
	23	**補習費**		高校生が対象。 学習塾等を利用した際の通塾費用。	月額	実費（上限20,000円）（高３上限25,000円）	随時	国の基準を超えた分（差額実費）	実費	・補習費申請書（別紙１１）
	24	**通学交通費（実費）**		高校生の通学のための定期代	随時	実費	—	—	—	・通学費請求書（別紙６）
	25	**見学旅行費（実費）**（特別支援学校含む）		国：修学旅行に要する経費（定額） ⇒交通費・宿泊費など 川崎市：国の基準を超えた実費	１件	111,290	修学旅行の場合は国の単価を超えた分全額（実費）		111,290	・見学旅行費請求書（別紙５）
	26	**高等学校見学旅行費**		高校生の一般見学旅行等の経費（修学旅行以外）（例・冬期スキー合宿）	—	—	随時	実費	—	・見学旅行費請求書（別紙５）
	27	**入学一時金**	(1)公立高１年	高等学校入学に必要な制服、カバン等の経費	入学時	実費（上限86,300円）	入学時	50,000	実費（上限86,300円）	・在学証明書（別紙4） ・特別育成費（一般分・入学一時金）請求書（別紙２９） ※市基準分は実費の金額に関わらず入学時にお支払いします。
			(2)私立高１年		入学時	実費（上限86,300円）	入学時	200,000	実費（上限86,300円）	
	28	**特別育成費 資格取得等特別加算費**		就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	１件	実費（上限57,620円）	—	—	実費（上限57,620円）	・資格取得等特別加算費申請書（別紙１３）
	29	**社会的自立支援対策費**	(1)公立最終学年	進学に向けた学習塾の経費や、運転免許その他就職に必要な資格取得経費	—	—	月額	22,000	—	・在学証明書（別紙4）
			(2)私立最終学年		—	—	月額	28,000	—	

	番号	費用の名称	費用の内容	児童福祉法第27条第1項第3号による委託				一時保護委託	必要書類・備考
				国基準	単価（円）	市基準	単価（円）	単価（円）	
その他	30	**障害児手当**	障害児手当	—	—	月額	15,000	—	・特別支援学校の在学証明書 ・児童相談所長の判定証明書
	31	**就職支度費**	就職に必要な寝具類及び衣類等の購入	1件	82,760	1件	50,000	—	・就職（内定）証明書 ※児童が就職するため、措置が解除となることが要件です。
	32	**就職支度費特別基準**	就職に必要な住居費・生活費など	1件	198,540	—	—	—	・就職支度費特別基準申請書（別紙１４：児童相談所長の意見が必要） ※児童が就職するため、措置が解除となることが要件です。 ※さらに、保護者等から経済的援助が受けられないことが要件です。 ※後日、就職支度費特別基準支給報告書（別紙１５）での報告が必要です。
	33	**大学進学等自立生活支度費** (1)大学	国：学用品、参考図書類の購入 市：入学金、授業料など	1件	82,760	1件	416,000	—	・合格証書、合格通知書、納付金支払書類のいずれか ※児童が進学するため、措置が解除となることが条件です。
		(2)専門学校				1件	100,000	—	
	34	**大学進学等自立生活支度費特別基準**	進学に必要な住居費、生活費など	1件	198,540	—	—	—	・大学進学等自立生活支度費特別基準申請書（別紙１６：児童相談所長の意見が必要） ※児童が進学するため、措置が解除となることが条件です。 ※保護者等から経済的な支援が受けられないことが要件です。 ※後日、大学進学等自立生活支度費特別基準報告書（別紙１７）での報告が必要です。
	35	**住居費加算**	就職・進学のための住居設定が必要であるものの、経済的支援が得られない児童のための住居設定費	—	—	1件	実費 （上限12万円）	—	・住居費加算請求書（別紙１８）に、契約書と領収書の写しを添付する。
	36	**葬祭費**	委託中に死亡した児童の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費（火葬費用等の加算あり）	1件	159,040	—	—	—	・葬祭費請求書（別紙２４）
	37	**職業補導費**	公共職業訓練施設等に通うための経費（交通費・教材費など）	交通費	実費	—	—	実費	・通学費請求書（別紙６）
				教材費など （月額）	5,030	—	—	5,030	
	38	**里親委託児童通院費** (1)専門里親	障害や重篤な虐待による心理的ケアなど定期的な通院が必要な児童の通院費用	月額	15000（上限）	—	—	15,000 （上限）	・里親委託児童通院費対象児童認定申請書（別紙２５） ・里親委託児童通院費申請書（別紙２６） ※対象児童の認定が必要です。
		(2)専門里親以外		月額	7500（上限）	—	—	7,500 （上限）	
	39	**里親委託・自立支援推進費**	・措置解除又は措置変更の際の調整や相談支援等に必要な経費（交通費・食糧費等）	—	—	随時	実費 （上限年5万円）	—	・里親委託・自立支援推進費請求書（別紙２７） ※措置に向けた交流に係る交通費は上限なし
	40	**一時保護助成費（市加算）**	一時保護委託を受けた際の生活費や、児童の養育にかかる諸経費					1,962	日額（市加算）

	番号	費用の名称	費用の内容	児童福祉法第27条第1項第3号による委託				一時保護委託	必要書類・備考
				国基準	単価（円）	市基準	単価（円）	単価（円）	
	41	**一時保護委託手当**	一時保護委託に関する手当					4,630	日額（国基準）
	42	**防災対策費**	防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入等、総合的な防災対策の充実にかかる経費	3月分措置費として計上	実費 （上限450,000円）	―	―	―	・防災対策費申請書（別紙３０）、防災対策費管理一覧表別紙（３１）

※　措置費単価の改正があった場合は、さかのぼって精算をさせていただきます。

別紙1
一時保護委託一般生活費単価

3	一般生活費	一般分日割り	児童の衣食住に係る経常的諸経費	５日目まで	4,360	※乳児とは0歳児のことです。 年度途中に1歳になった場合でも、当該年度に限り（一時保護委託の場合は当該月に限り）０歳として扱い、支弁の対象となります。
		一般分日割り		６日目から３０日目まで	1,200	
		一般分日割り		上記以外	1,720	
		乳児分日割り		５日目まで	5,900	
		乳児分日割り		６日目から３０日目まで	1,220	
		乳児分日割り		上記以外	1,990	